

第 1 0 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 6 年 1 月 1 9 日 (金)

午前 1 0 時から

場 所 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

- 1 本会議等における報道関係者以外の傍聴人による写真撮影について
- 2 代表質問の廃止に係る申し合わせ事項の変更案について・・・資料 1
- 3 モニター意見について

令和 5 年 1 0 月 1 6、1 7 日開催の意見交換会で聴取したモニターからの意見

- 1 議会運営委員会での正式な議題として、議長任期を 2 年にすることに問題はないのか。
→ 議長任期を 2 年にすることに問題があるかどうかは、その方法論も含めて今後も議会運営委員会において検討します。
- 2 意見を議会での議論に反映できるよう、公聴会をもっと活用すべきではないか。
→ 現在、市民や学識経験者等の意見を議会の討議に反映させる必要がある場合には、参考人制度を活用しております。参考人制度とは、地方自治法第 1 1 5 条の 2 第 2 項に規定されている制度で、公聴会より効率的に必要な者から意見を聴くことができる制度です。
- 3 制定した手話言語条例にのっとり、議会としての取組を検討すべきである。
→ 議会としても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、学識経験者等の意見を参考にしながら取組を検討します。

4 全員協議会の開催について

2月5日（月）午前10時 議運決定事項の報告

5 その他

申し合わせ事項新旧対照表

改正後	改正前
<p>(発言の場所)</p> <p>71 議案の提案理由の説明、行政報告、委員長報告及び討論は登壇して行い、質疑及び答弁は自席で、一般質問は質問者席で行う。</p> <p>83 <u>削除</u></p> <p>84 <u>削除</u></p>	<p>(発言の場所)</p> <p>71 <u>代表質問における一括質問、議案の提案理由の説明、行政報告、委員長報告及び討論は登壇して行い、質疑及び答弁は自席で、代表質問における再質問及び一般質問は質問者席で行う。ただし、代表質問における市長の総括的答弁は登壇して行う。</u></p> <p><u>(代表質問)</u></p> <p>83 <u>市長の施政方針に対し、会派を代表して、質問することができる。</u></p> <p><u>(代表質問者)</u></p> <p>84 <u>代表質問を行う議員は、会派から1人とし、代表質問者は当該定例会において一般質問は行わない。</u></p> <p><u>(代表質問の時期)</u></p>

85 削除	85 <u>代表質問は、市長の施政方針演説が行われる定例会において、一般質問の前に行う。</u> <u>(代表質問の通告)</u>
86 削除	86 <u>代表質問を行おうとする者は、施政方針演説の翌日の正午までに代表質問通告書を提出し、具体的な質問内容は、代表質問趣旨書に記載して、通告書提出期限の翌日の午後4時までに提出する。</u> <u>(代表質問の順序)</u>
87 削除	87 <u>代表質問の順序は、代表質問通告書提出時に抽選を行い、その数字の若番からとする。</u> <u>(代表質問の発言時間)</u>
88 削除	88 <u>代表質問の発言時間は、60分（執行部の答弁時間を含む。）とする。また、次の代表質問を行う者まで、原則として10分以上の休憩を挟むものとする。</u> <u>(代表質問の質問方法)</u>

89 削除

90 削除

(質問一覧表の作成及び配布)

92 一般質問をする議員名、順序、質問要旨を記載した一覧表を作成し、執行部及び議席に配布する。

(会議録署名議員)

97 会議録署名議員は、初議会から五十音順により本会議ごとに2名を順次指名する。ただし、一般質問又は委員長報告等を行う議員がその日の会議録署名議員と重なるときは、次の本会議において指名する。また、副議長は指名しない。

89 代表質問は、最初に一括質問・一括答弁で、再質問は一問一答で行う。

(代表質問の答弁者)

90 代表質問の一括答弁は、最初に市長の総括的答弁を行い、その後必要に応じて参与が行う。

(質問一覧表の作成及び配布)

92 一般質問及び代表質問をする議員名、順序、質問要旨を記載した一覧表を作成し、執行部及び議席に配布する。

(会議録署名議員)

97 会議録署名議員は、初議会から五十音順により本会議ごとに2名を順次指名する。ただし、一般質問、代表質問又は委員長報告等を行う議員がその日の会議録署名議員と重なるときは、次の本会議において指名する。また、副議長は指名しない。